

電子登録債権に関する決済の安定性の確保 その他の利用者の保護

～決済の安定性の確保～

平成18年 9 月21日（木）

金融庁

目次

1. 電子登録債権(仮称)について	1
2. 電子登録債権の支払等登録の原則	2
3. 同期的管理の重要性	3
4. 二重払いの危険の例	4
5. 同期的管理について考える視点	5
6. 同期的管理の方法	6
7. それぞれの例について	7
8. 債権者の弁済受領を金融機関が確認する例	8
9. 債権者を代理して弁済受領する例	9
10. 債権を譲り受ける例	10
11. 債権者の弁済受領を金融機関が確認する例(マルチ決済の例)	11
12. 債務を引き受ける例(マルチ決済の例)	12
13. 管理機関による同期的管理	13
14. 管理機関以外の者による同期的管理への関わり	14
15. 他者との提携による同期的管理の例	15
16. 代理申請による同期的管理の例	16

資料1 電子登録債権(仮称)について

「電子登録債権」の検討の背景

- ◆ 中小企業は68兆円にのぼる売掛債権を保有(H16)
- ◆ 売掛債権は、債権の存在・発生原因を確認するためのコストや二重譲渡のリスクがあるため、流動性に乏しく早期資金化が困難
- ◆ 手形の利用が減少 4.2億枚(S58)→1.4億枚強(H17)
- ◆ 手形は「紙」であるため、保管コスト・紛失リスクが存在
- ◆ e-Japan戦略や規制改革民間開放推進3ヵ年計画等において、電子登録債権法の制定に向けた検討を表明

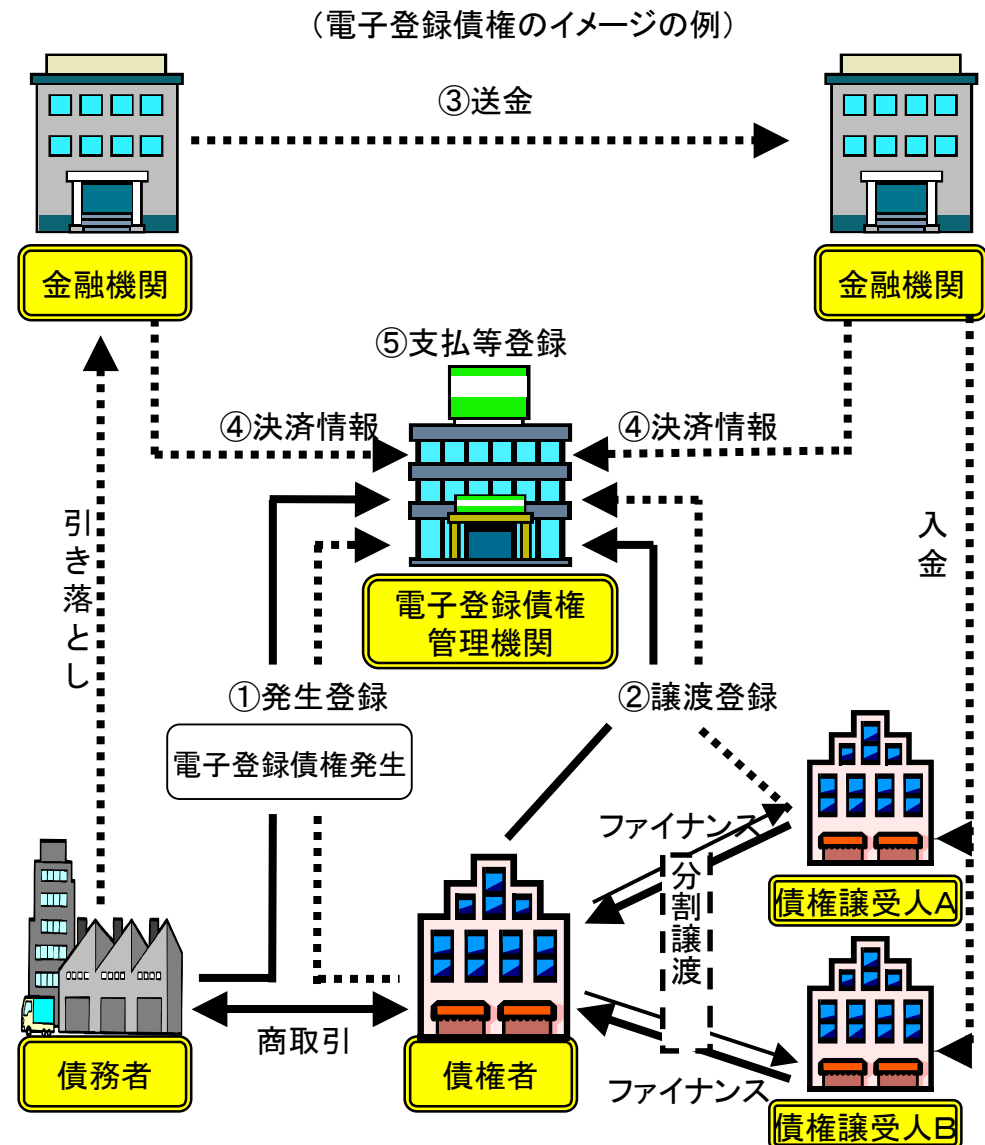
電子的手段による債権譲渡の推進によって、中小企業者を含む事業者の資金調達環境を整備することが必要

「電子登録債権」とは何か

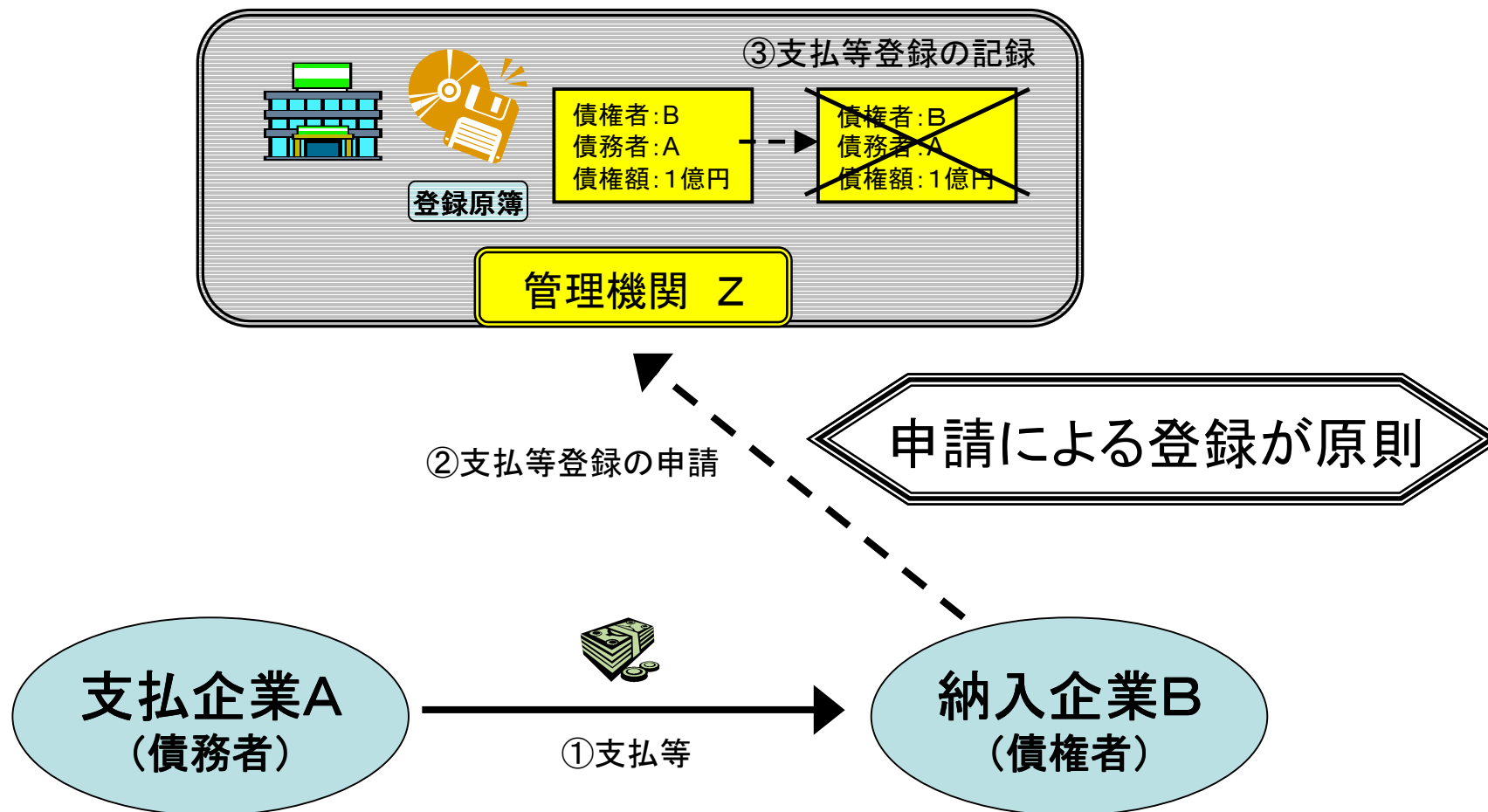
- ◆ 電子登録債権を発生させる原因となった法律関係に基づく債権とは別個の金銭債権
- ◆ 電子登録債権管理機関が作成する原簿に登録しなければ発生及び譲渡の効力が生じない債権
- ◆ 指名債権・手形債権等既存の債権と異なる種類の債権

今後の検討のポイント

- ◆ 電子登録債権に関する決済の安定性の確保その他の利用者の保護
- ◆ 電子登録債権を管理する機関の業務の適正性の確保
- ◆ 電子登録債権の流動性と金融関連法制等との関係 等



資料2 電子登録債権の支払等登録の原則



(注1) 支払等

法務省中間試案によれば、支払等とは、支払、相殺等の債権の消滅原因事実を指すものとされている。本事例では、議論の単純化のため、債務者から債権者に対し支払が行われる形で整理している。

(注2) 支払等登録の申請

法務省中間試案によれば、支払等登録の申請は、債権者等の全員の承諾がある場合には、支払をした者も行えること等が記されている。本事例では、議論の単純化のため、債権者が申請する形で整理している。

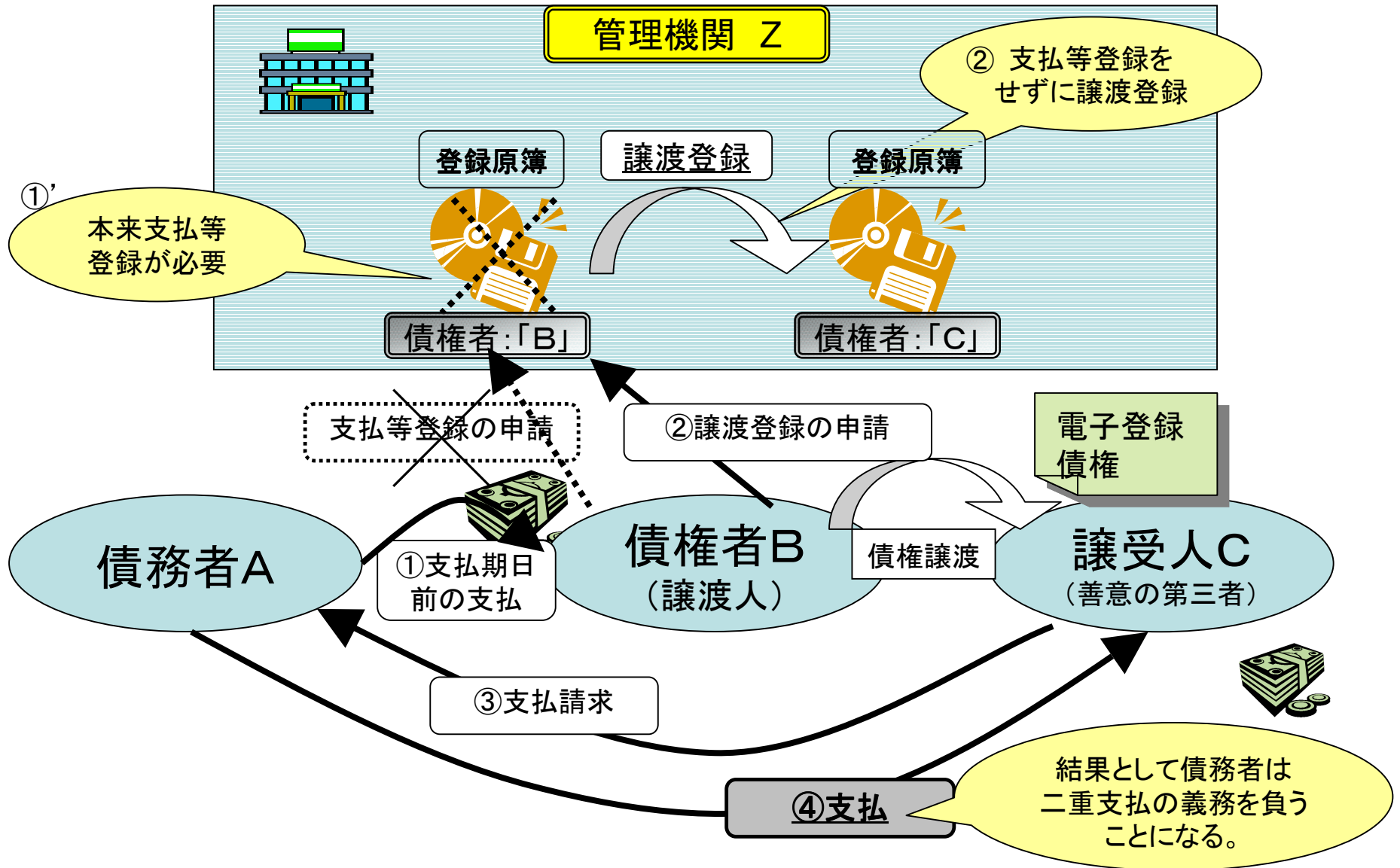
資料3 同期的管理の重要性

- 債務者を支払等登録未済による二重払いの危険から保護するとともに、債権者を支払等受領前の権利消滅から保護することの必要性
- 電子登録債権を手形と同様の支払手段として利用する場合の信頼性の確保
- 決済を容易にすることによる社会的コストの削減、安全性の実現、利用者の利便性の向上

(注) 同期的管理とは、債務者の債務の弁済等、債権者への弁済資金の引渡し及び支払等登録を一体的に管理することによって、同時に実現しようとすることをいう。

具体的には、一定の条件(債務者から債務の弁済等が行われ、債権者に弁済資金が確実に引き渡されること)が満たされた場合に、債権者からの申請によらず、管理機関が職権で支払等登録を行うことをいう。

資料4 二重払いの危険の例



資料5 同期的管理について考える視点

○同期性

- ・債務者の弁済、債権者の弁済資金の受取と支払等登録がどれだけ同時に行われるか。

○信頼性

- ・同期的管理が管理機関により確実にかつ公正に行われるか。
- ・債務者の二重払いの危険はないか、弁済資金が確実に債権者に引き渡されるか。
- ・不正な決済手段として使われることはないか。

○利便性

- ・電子登録債権を利用するニーズに柔軟に応えられるか。
- ・効率的な決済が行われるか。

資料6 同期的管理の方法

○ 管理機関が同期的管理を行う方法として、次のような例が考えられるが、問題はないか。

①債権者の弁済受領を金融機関が確認する例

(口座送金確認、口座入金確認など)

②債権者を代理して弁済受領する例

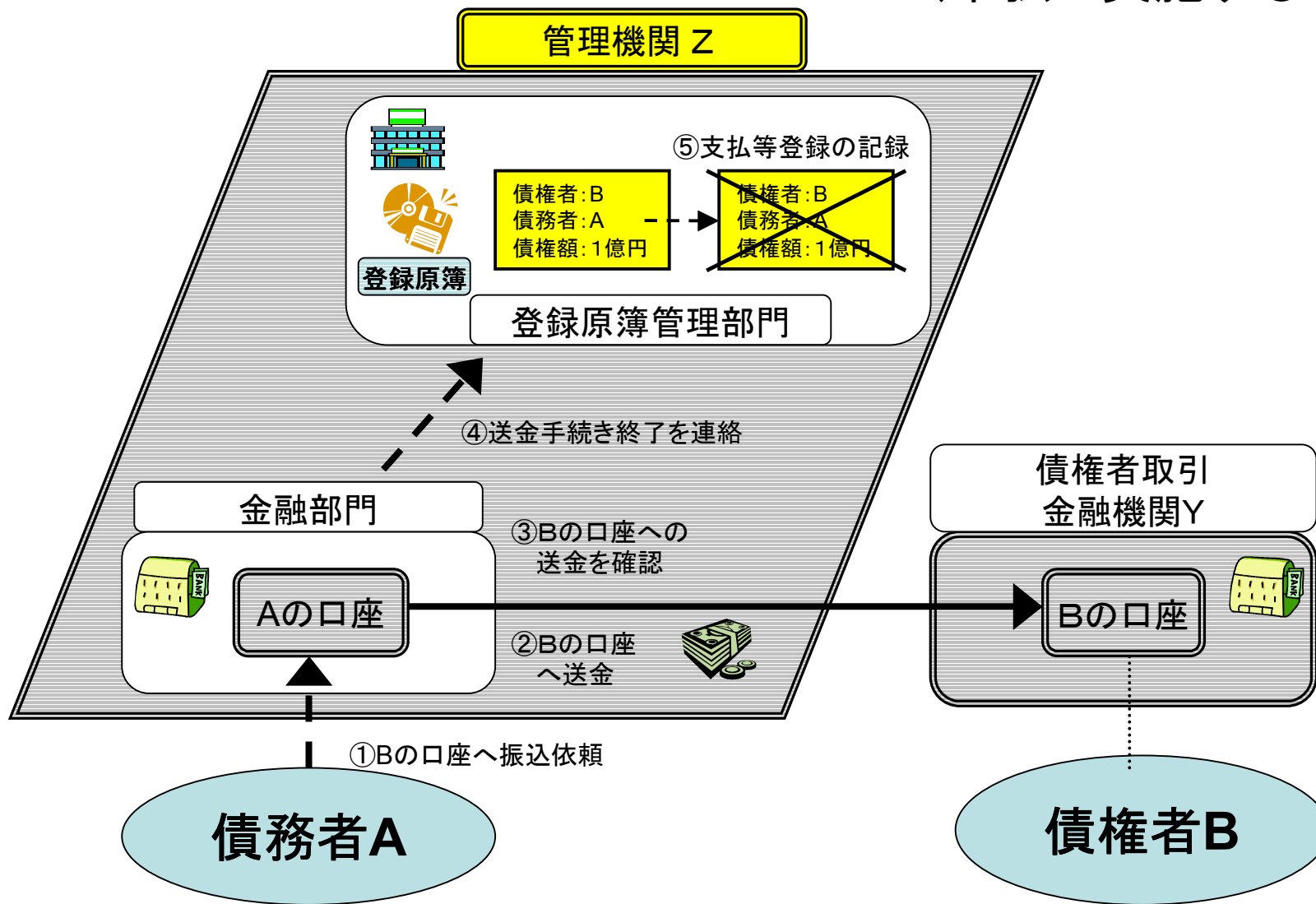
③債権を譲り受け又は債務を引き受ける例

※ 管理機関による同期的管理には、管理機関が単独で実施する場合(資料9など参照)と、他者との提携を通じて実施する場合(資料15参照)がある。

資料7 それぞれの例について

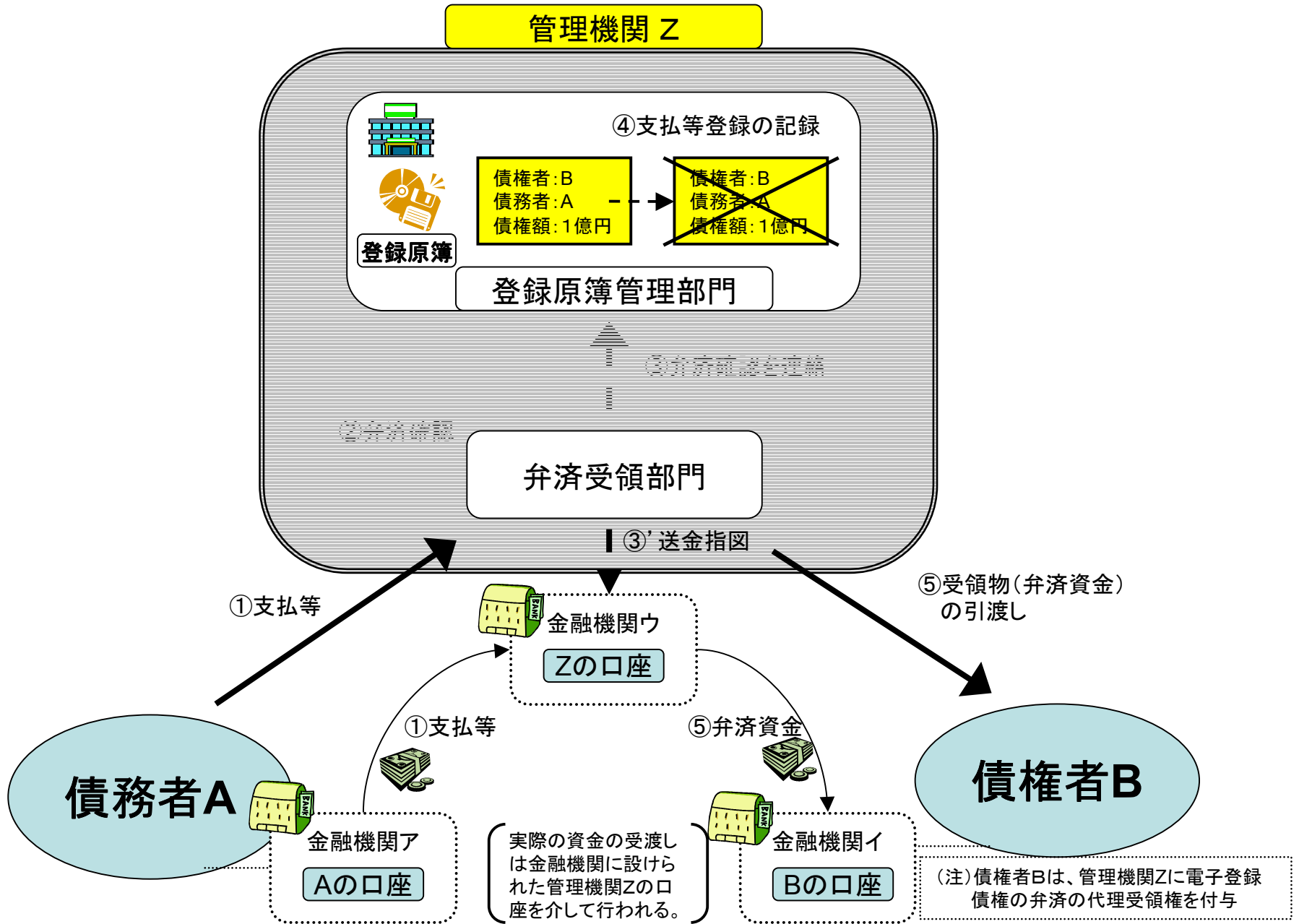
<p>①債権者の弁済受領を金融機関が確認する例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者から債権者に直接的に弁済が行われる一般的な方法である。 ・債務者口座から送金した後、債権者口座に入金されたことを確認するまでにはタイムラグがある。(ただし、送金を確認した後、管理機関が職権で譲渡登録の禁止措置を講じれば、債務者による二重払いの防止は可能。) ・金融機関に対しては、銀行法等による一定の規制が行われている。
<p>②債権者を代理して弁済受領する例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分割譲渡された電子登録債権について、代表者が一括して弁済を受け他の債権者に支払を行う場合、債務者の利便にかなっている。 ・代理受領と債権者への弁済資金引渡しにタイムラグがある。また、代理受領者の倒産等により、債権者が弁済資金を受領できなくなる可能性がある。 ・金融機関以外の管理機関が代理受領を行う場合、弁済受領の事実が速やかに確認されないことがある。
<p>③債権を譲り受け又は債務を引き受ける例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ファクタリングや一括決済方式に馴染む。 ・債権を譲り受け、債務者からの支払等を待って債権者に支払を行う場合、債権者への送金にタイムラグがある。また、債権譲受者の倒産等により、債権者が債権譲渡の対価を受領できなくなる可能性がある。 ・マルチ決済で用いられる場合は、債権譲受者・債務引受者に大きな負担がある。 ・管理機関が単独で同期的管理を実施する場合は、自らが電子登録債権の債権者又は債務者となる。

資料8 債権者の弁済受領を金融機関が確認する例 (単独で実施する場合)

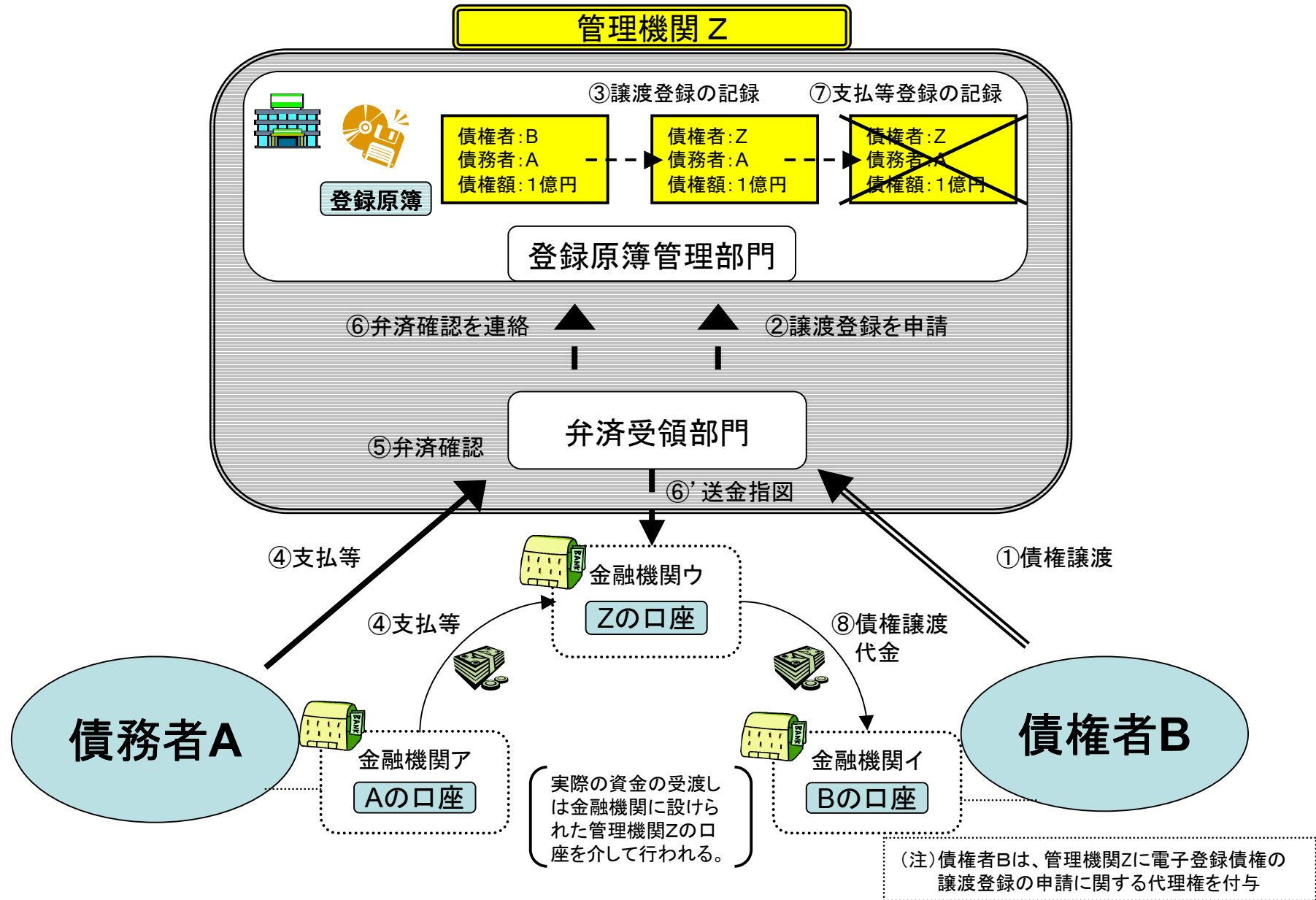


(注) 支払等登録の記録
登録原簿管理部門は、金融部門より送金実施の連絡を受けた後、送金の未着を確認できるまで(1~2日)は原簿の書き換えを停止し、未着連絡がないとの連絡を受けた時点で支払等登録を行う方法等が考えられる。

資料9 債権者を代理して弁済受領する例(単独で実施する場合)

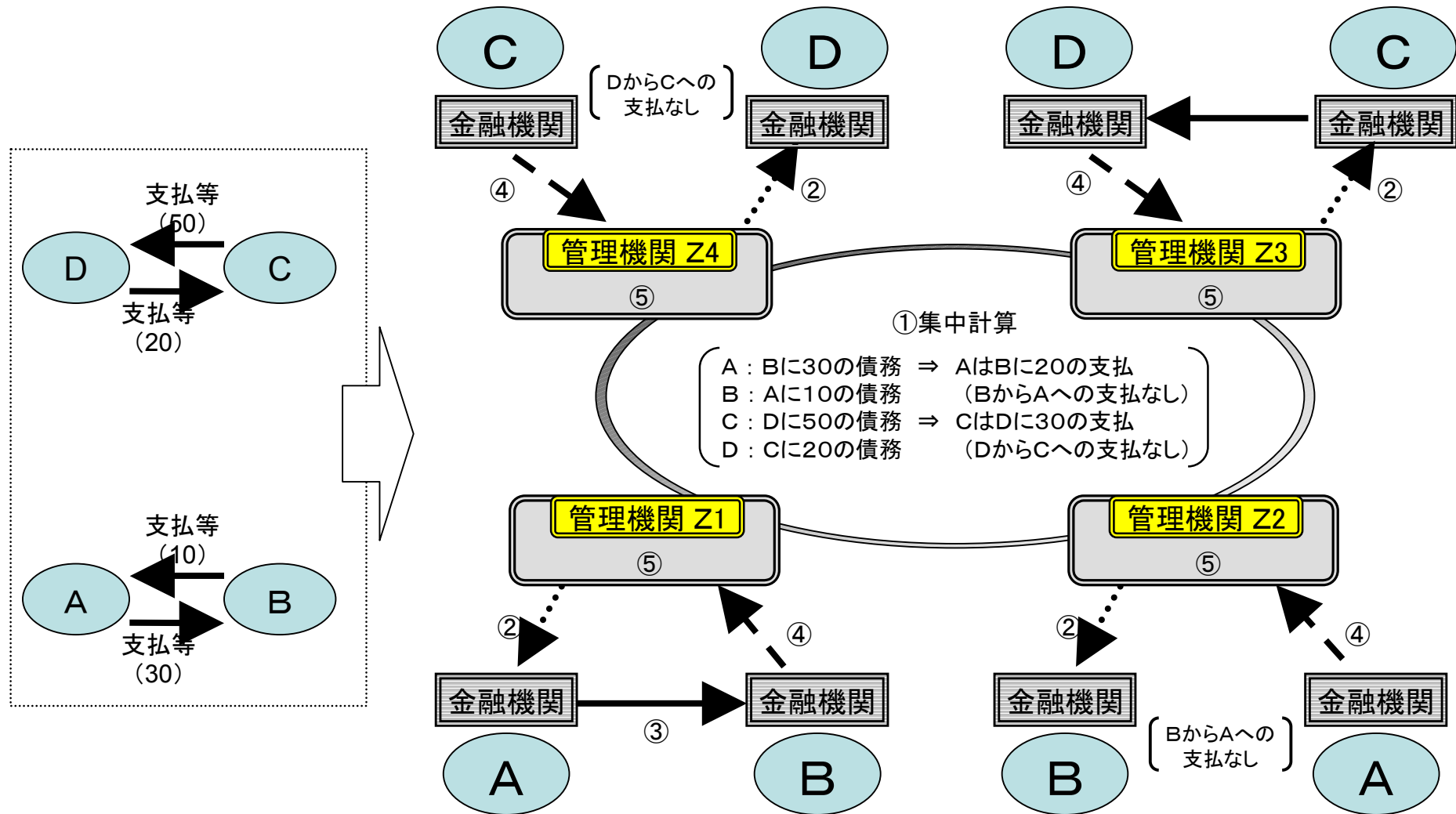


資料10 債権を譲り受ける例(単独で実施する場合)



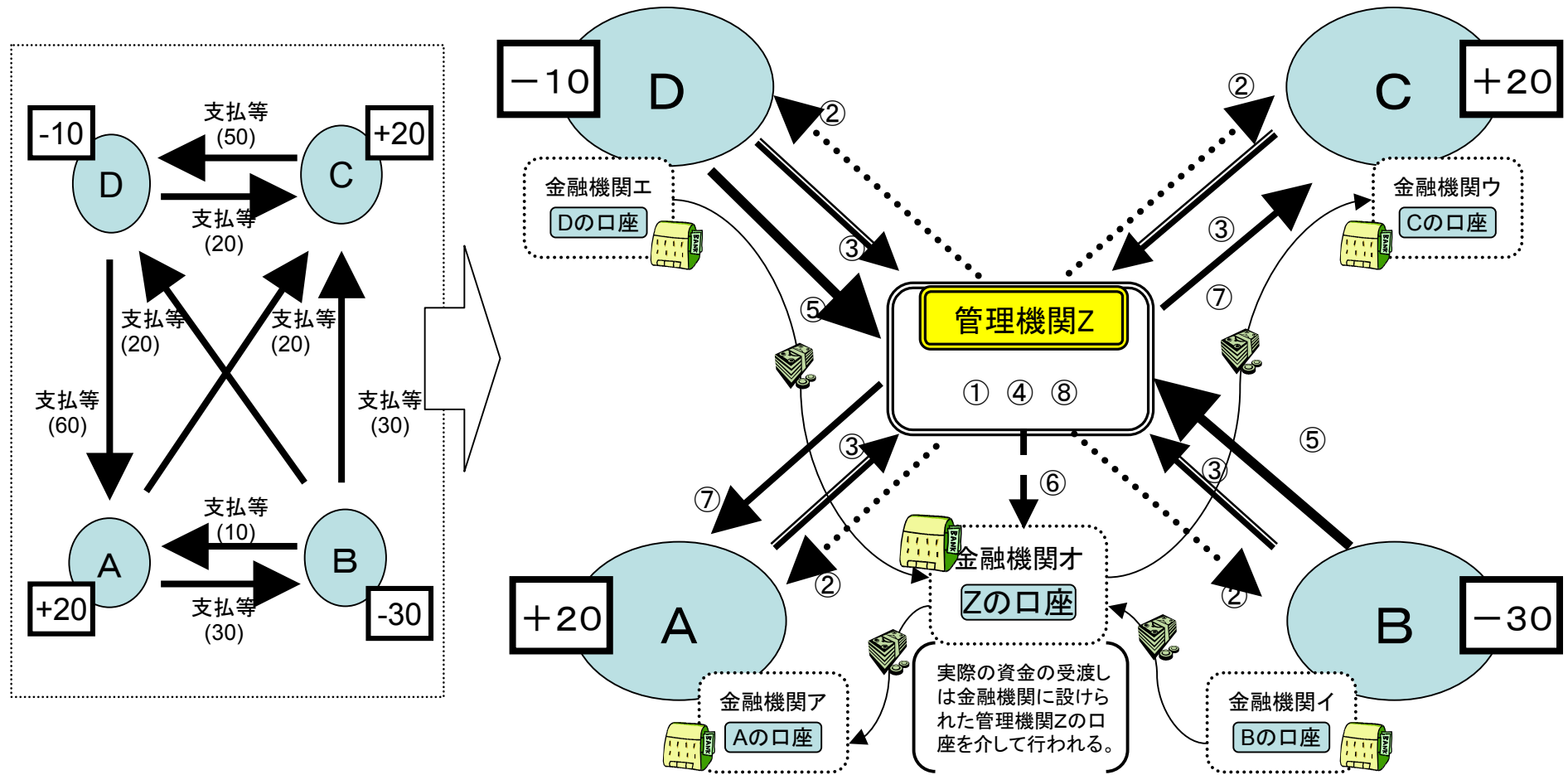
資料11 債権者の弁済受領を金融機関が確認する例

(マルチ決済の例)



- ②各管理機関は、集中計算後(ネットング後)の支払額をA・B・C・Dに連絡
- ③A・B・C・Dの金融機関は、②の支払額について送金を実施
- ④支払等登録の申請
- ⑤支払等登録の記録

資料12 債務を引き受ける例(マルチ決済の例)



- ①管理機関による集中計算
- ②①に基づく支払方法等に関する指示
- ③債務引受け
- ④(債務引受けに関する)変更登録の記録
- ⑤支払等(支払超の者→管理機関)
- ⑥支払指図
- ⑦支払等(管理機関→受取超の者)
- ⑧支払等登録の記録

(注)A~D(受取超の場合のみ)は、管理機関Zが支払等登録を行うことについて承諾

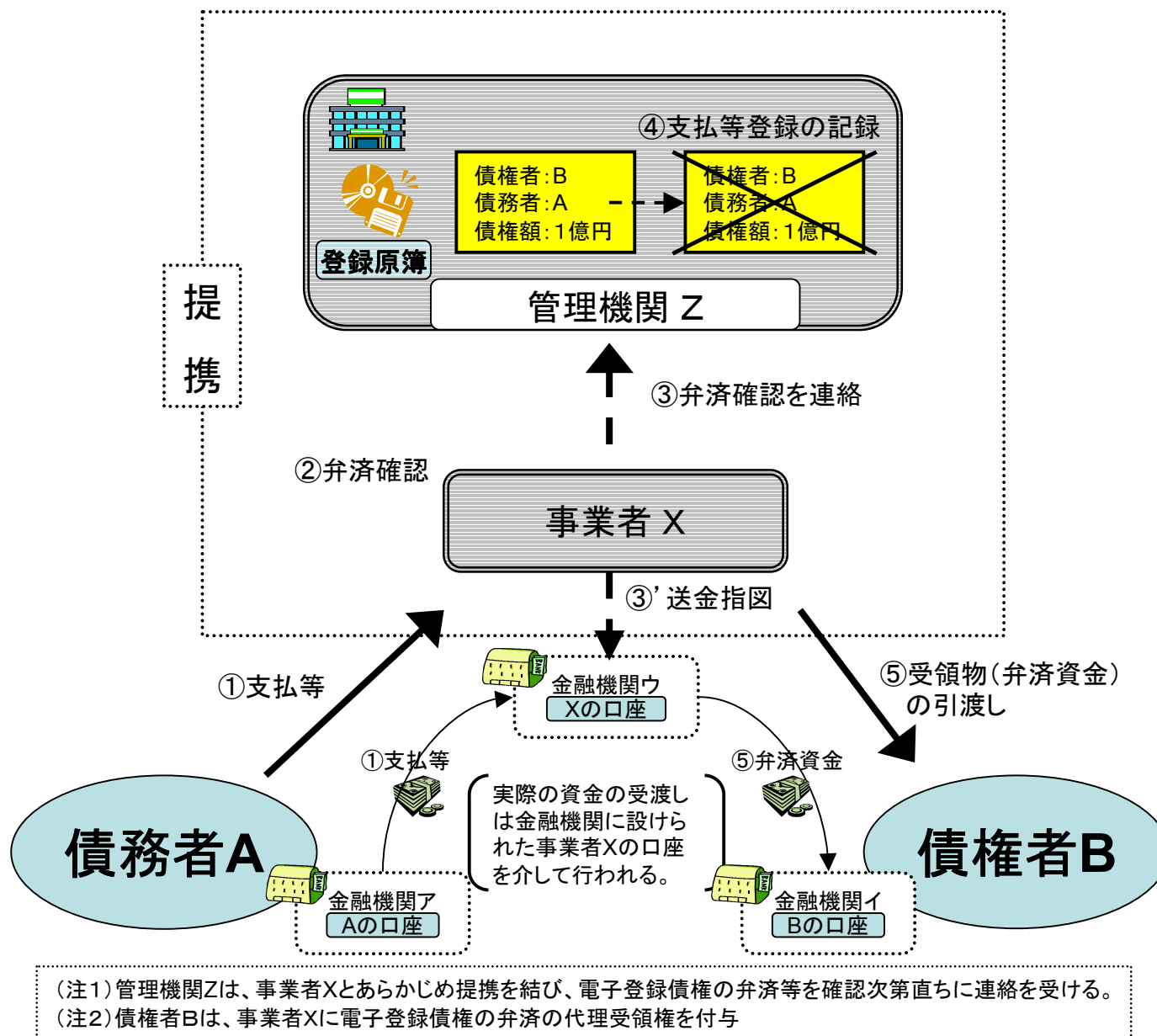
資料13 管理機関による同期的管理

- 管理機関は、取り扱う電子登録債権に対する弁済と支払等登録について、必ず、何らかの同期的管理を行わなければならないのか。登録原簿の管理のみを行い、同期的管理を行わない管理機関の存在は認められるか。
- 管理機関が同期的管理を行う場合、管理機関には、どのような適格性・行為規制が求められるか。
- 同期的管理に関する規律について、どこまで管理機関の業務規程に委ねられるべきか。

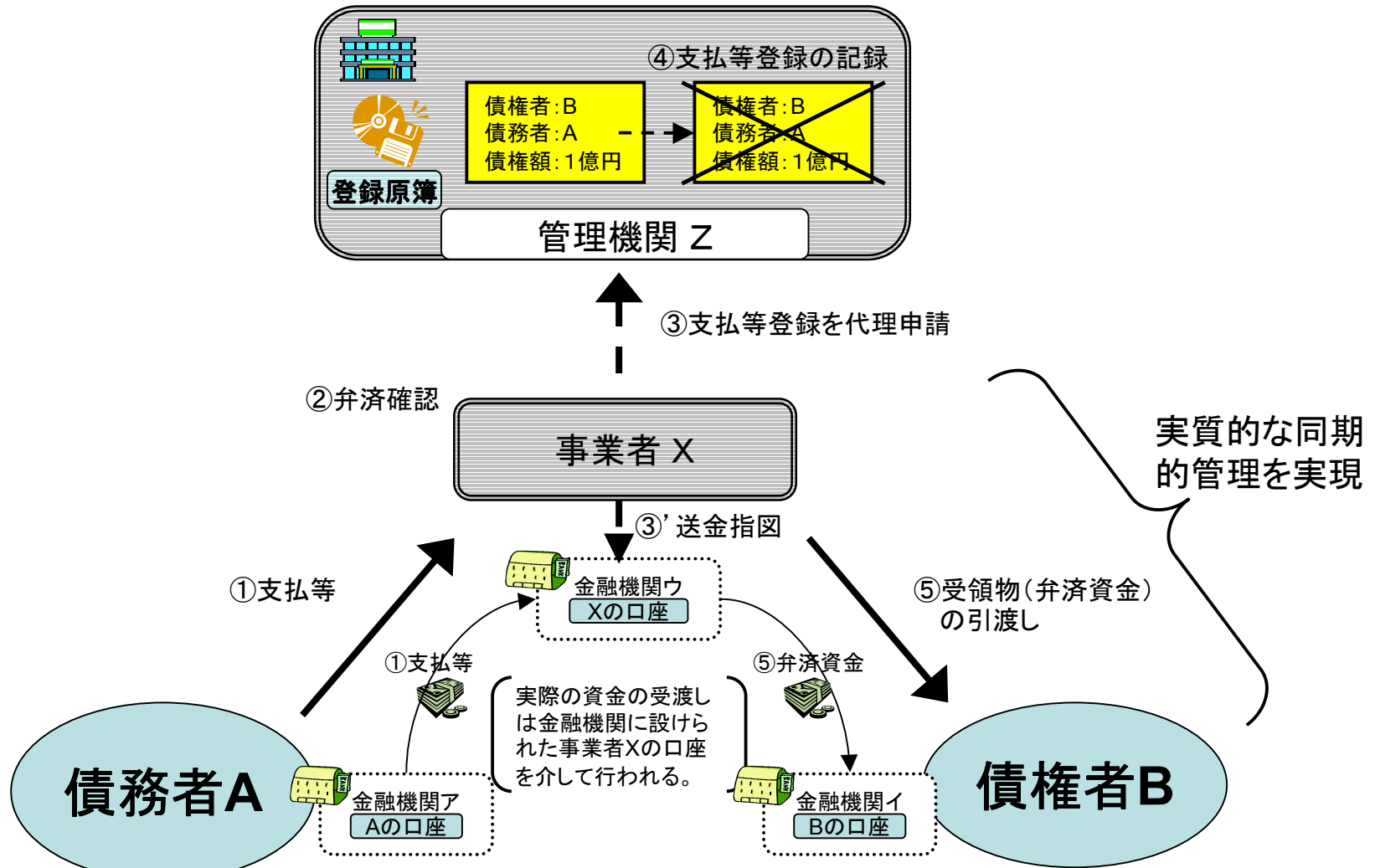
資料14 管理機関以外の者による同期的管理への関わり

- 管理機関が、同期的管理を他者との提携を通じて実施する場合、管理機関と提携する者には、どのような適格性・行為規制が求められるか。
- 管理機関及び提携する者以外の者が、代理申請を利用して管理機関と同様の同期的管理を実質的に行うことが可能であると考えられるが、これをどう考えるか。

資料15 他者との提携による同期的管理の例



資料16 代理申請による同期的管理の例



(注) 事業者Xは、同期的管理を実現させるために、反復継続して代理申請を行う事業者。

(注) 債権者Bは、事業者Xに電子登録債権の弁済の代理受領権及び支払等登録の申請に関する代理権を付与